

令和7年3月八峰町議会定例会会議録

令和7年3月5日（水曜日）

議事日程第1号

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第1号 八峰町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第6号 専決処分事項の報告について  
令和6年度八峰町一般会計補正予算（第9号）
- 第6 議案第7号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第8号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第9号 八峰町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第10号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第11 議案第12号 八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第13号 八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第14号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第15号 八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 5 議案第 1 6 号 八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定  
について
- 第 1 6 議案第 1 7 号 町道路線の区域変更について
- 第 1 7 議案第 1 8 号 工事請負変更契約の締結について  
(旧岩館小学校解体工事)
- 第 1 8 議案第 1 9 号 工事請負変更契約の締結について  
(町道目名瀧大沢線道路改良工事)
- 第 1 9 議案第 2 0 号 工事請負変更契約の締結について  
(令和 5 年度発生災害復旧工事 (9 工区))
- 第 2 0 議案第 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定につて  
(八峰町漁村コミュニティ市場)
- 第 2 1 議案第 2 2 号 令和 6 年度八峰町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 第 2 2 議案第 2 3 号 令和 6 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 第 2 3 議案第 2 4 号 令和 6 年度八峰町営診療所特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 2 4 発議第 2 号 予算特別委員会の設置について
- 第 2 5 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 2 6 議案第 2 5 号 令和 7 年度八峰町一般会計予算
- 第 2 7 議案第 2 6 号 令和 7 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 7 号 令和 7 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 8 号 令和 7 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 9 号 令和 7 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 3 0 号 令和 7 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 1 号 令和 7 年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第 3 3 議案第 3 2 号 令和 7 年度八峰町下水道事業会計予算
- 第 3 4 議案第 3 3 号 八峰町教育委員会委員の任命について
- 第 3 5 議案第 3 4 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第 3 6 議案第 3 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 7 議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 3 8 議案第 3 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第 3 9 議案第 3 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
第 4 0 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採  
択を求める陳情書  
第 4 1 陳情第 2 号 デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出につい  
ての陳情書  
第 4 2 陳情第 3 号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情  
書
- 

出席議員（12人）

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 番 笠 原 吉 範   | 2 番 伊 藤 一 八   | 3 番 奈 良 聡 子   |
| 4 番 芦 崎 達 美   | 5 番 水 木 壽 保   | 6 番 菊 地 薫     |
| 7 番 腰 山 良 悦   | 8 番 見 上 政 子   | 9 番 須 藤 正 人   |
| 1 0 番 門 脇 直 樹 | 1 1 番 山 本 優 人 | 1 2 番 皆 川 鉄 也 |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 町 長 堀 内 満 也         | 副 町 長 田 村 正               |
| 教 育 長 鈴 木 洋 一       | 総 務 課 長 和 平 勇 人           |
| 財 政 課 長 堀 内 敬 文     | 企 画 政 策 課 長 高 杉 泰 治       |
| 建 設 課 長 浅 田 善 孝     | 防 災 町 民 課 長 工 藤 善 美       |
| 農 林 水 産 課 長 堀 内 和 人 | 商 工 観 光 課 長 成 田 拓 也       |
| 税 務 会 計 課 長 今 井 利 宏 | 福 祉 保 健 課 長 菊 地 俊 平       |
| 教 育 次 長 山 本 節 雄     | 学 校 教 育 課 長 山 本 望         |
| 生 涯 学 習 課 長 石 上 義 久 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 直 光 |

---

議会事務局職員出席者

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 議会事務局長 佐々木 高 | 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子 |
|--------------|------------------|

---

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、朝早くからご苦勞様でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

これより令和7年3月八峰町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会を開催し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上です。

委員長に代わってご報告申し上げます。

当委員会は、2月19日、議長立ち会いのもとに議会運営委員会を開催し、2月3日付けで議長から諮問のあった令和7年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月19日までの15日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しました。

なお、本議会上程及び付託中の陳情については、採択となった場合は意見書の提出が必要になることから、議会最終日に発議を日程に追加することを決定しました。

また、一般質問の割り振りについては、明日6日の締め切りの後、議会運営委員会を開催し決定しますので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営副委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ、発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和7年3月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月5日に開催しました八峰町消防出初め式についてであります。

今年は、式典に先立ち、秋田銀行八森支店前において、消防団員125名と消防車両15台による分列行進が披露され、八峰町文化ホールにおいて行われた式典では、長年にわたって消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。

まだまだ暖房器具を使用する季節でありますので、消防団や消防署などの関係機関と連携し火災予防運動を実施してまいります。

次に、1月7日に役場において開催しました、八峰町交通指導隊出隊式についてであります。

昨年の秋田県飲酒運転追放等競争においては、酒気帯び運転はなかったものの、2件の交通死亡事故が発生したことにより、県内25市町村中23位と残念な結果となりました。

今年は気持ちを新たに、交通関係各位のご協力のもと、「飲酒運転の撲滅」や「交通死亡事故ゼロ」の取り組みを強化するとともに、啓発運動などに努めてまいります。

次に、令和6年度の「ふるさと八峰応援基金寄附金」、いわゆる「ふるさと納税」の実績についてであります。

令和6年度の寄附金額については、2月末において8,710万8,000円となっており、過去最高額となることが確実となっております。

町財政は、主たる歳入である普通交付税の増加が見込めず、厳しい局面が続くことが予想されておりますが、自主財源に乏しい本町において、ふるさと納税は、自らの創意

工夫で収入アップを目指すことができる貴重な財源であると認識しておりますので、今後も事業者の協力を得ながら、町の特産品である返礼品の充実とPRに努め、更なる税収増を目指してまいります。

次に、「未来をつくるロカジョサークル応援事業」についてであります。

ロカジョは、地域（ローカル）で活躍する女性を呼称する造語であり、ロカジョサークル応援事業は、県が実施する女性の参画から生まれる新たな地域活動やネットワークづくりをサポートする事業であります。

本年度は、本町が事業の対象地域となっており、町内外から応募のあった10名の方々が、防災イベントの企画とローカルマガジンの発行を目的に、交流会を重ねながら活動してきたところであります。

防災イベントの企画については、1月19日に、峰栄館において、小学3年生から6年生の児童20名が八峰消防署員の協力を得て、防災リュックづくりや防災フードづくり、防災に役立つDIY等を体験しながら学んでいただきました。

また、ローカルマガジンの発行については、「町を熱くするもの。人・想い」をテーマに、地元企業や地域おこし協力隊など、様々な分野で活躍している方々の地域への想いや仕事への取り組みなどを紹介した冊子を作成し、2月25日に全戸配布しております。

参加者からは、「ずっとやりたかったローカルマガジンの発行に取り組めてよかった」、「ロカジョの活動を他の地域と繋げていきたい」などの感想があり、大変好評であったと聞いております。

町といたしましては、今後も関係機関と連携し、地域活動に意欲のある女性を応援する取り組みを継続しながら、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会についてであります。

1月21日に再エネ海域利用法に基づき、5回目となる「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」が開催され、意見交換を行いました。

今回の協議会は、前回から約1年半ぶりの開催となり、選定事業者が決定後、初めての会合でありましたが、議事では、今後の進め方について、事業の進捗等を確認するため、協議会を年度ごとに最低でも1回は開催することや、実務的、専門的な内容を議論する実務者会議の設置が承認されたほか、次回の協議事項等について確認したところであります。

今後、町といたしましては、具体的な地域共生策や基金の配分等について、選定事業者や能代市、地元漁協との協議を進めてまいります。

次に、町内産の再生可能エネルギーの地産地消についてであります。

町では、令和6年3月に、株式会社エナーバンクと「町内産再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定」を締結したところでありますが、この目的は、町内で発電された風力発電の地産地消や地域還元に資する事業を展開し、地域社会にも貢献した脱炭素社会の実現を図るものであります。

このたび、役場庁舎をはじめとした公共施設の高圧電力について、電力の競り下げ方式による入札「リバースオークション」を実施したところ、町内産の風力発電を利用しながら、約5.1%の電気料金を削減できる結果となりました。

また、ハタハタ館においても、経営状況の改善の観点からリバースオークションを実施し、約30%の削減の結果となったことから、いずれの施設においても令和7年度から採用したいと考えております。

今後は、連携協定に基づき、町内事業者のほか、県内及び首都圏等の事業者にも町内の風力発電に由来した電力の普及を進めながら、町に吹く風を町のPRや地域の発展に繋げてまいります。

次に、2月9日に留山において開催いたしました、「留山冬物語2025」についてであります。

このイベントは、冬季における誘客の促進を図ることを目的に昨年度に続き実施したもので、県内から9名が参加しております。

当日は天候にも恵まれ、水の目林道入口から約3時間の雪上トレッキングを楽しんだほか、ブナの巨木の前では温かいキノコ汁が振る舞われ、冬ならではの留山の魅力を体感いただきました。

今後も関係団体等の協力のもと、冬季観光コンテンツの充実に努めてまいりますとともに、運営に当たられた白神ネイチャー協会の皆様のご協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

次に、ハタハタ館の改修工事について申し上げます。

このたびの工事は、インバウンド観光に対応するため、宿泊室の4部屋にシャワーユニットを新設したほか、大広間の畳の表替えや冷暖房施設の修繕等を実施いたしました。

また、温泉棟については、2月1日より日帰り入浴を休業し、ろ過装置の更新やタイ

ルの全面張り替え等を行っておりましたが、予定より1週間ほど早く完了したことから、日帰り入浴は2月23日より営業を再開しております。

温泉の休業に伴い、利用者には御迷惑をおかけしましたが、これらの改修によりまして、入浴時のサービス向上が図られるものと考えております。

次に、2月4日に開催した、御所の台エリア再構築構想にかかるワークショップについてであります。

本構想の具体的な動きにつきましては、昨年9月議会において、私から、タイアップ企業への情報提供と観光の再開発等の専門家を招聘したいとの考えをお示したとおりであります。

このワークショップは、地元の人にも選ばれる地域づくりを目的に開催し、メンバーには、商工会や観光協会、地元企業等の代表者のほか、本町と関係のある風力発電事業の関係者や包括協定を結んでいる株式会社モンベル等にもご出席をいただいたところあります。

町としましては、このワークショップを引き続き開催し、魅力ある御所の台エリアの構築に向けて取り組んでまいります。

次に、令和7年産米の「生産の目安」についてであります。

県では、全国の店頭から米がなくなった、いわゆる「令和の米騒動」を踏まえ、生産量を増やして安定的な流通に繋げるため、面積換算で3,068haを増やす目安を、昨年の12月に各市町村へ通知しております。

これを受け、町農業再生協議会としましても、1月16日の総会において、八峰町の「生産の目安」を面積換算で103ha増の1,078haに決定しております。

今後も、国や県、農協等と情報の共有を行い、町内農家への適切な営農の支援に努めてまいります。

次に、国における水田活用直接支払交付金の「5年水張りルール」の変更についてであります。

現在、令和4年度から一度も水張りが行われない水田は、令和9年度より交付金の対象外とすることとされておりますが、1月31日に農林水産大臣から、このルールを見直す考えが示されたところあります。

今後、詳しい内容が公表されるものと考えておりますが、町の農業にとりましては営農に関わる重要なルール変更と捉えておりますので、引き続き国の動向を注視してまい

ります。

次に、今季の除排雪対応についてであります。

今年の冬は、年明け1月1日からまとまった降雪となり、1月末時点での予算執行率が84%を超えたことから、2月10日の臨時議会において、関係予算を追加するための補正予算をご可決いただいたところであります。

その後、2月20日から21日にかけて54cmの積雪を記録する大雪となり、通常の除雪作業に加え、町内各地で道路幅員を確保するための排雪作業も想定されたため、関係予算の不足が見込まれたことから、必要経費を追加する補正予算を2月21日に専決処分いたしました。

今後も、気象状況に注視しつつ、適切な道路の除排雪等を行いながら、町民生活に支障がないよう努めてまいります。

次に、町内の下水道管の点検状況についてであります。

今年1月に、埼玉県八潮市の県道において発生した、下水道管の破損に起因する道路の陥没事故を受け、国では、各下水道管理者に対し、今回破損したコンクリートやその他腐食しやすい材料で造られている下水道管路を対象に緊急点検を実施するよう通知があったところであります。

本町においては、今回の緊急点検に該当する管路施設はなく、下水道管の破損に起因する道路の陥没事故も発生しておりませんが、今回の事故を踏まえ、ストックマネジメント策定指針を基に適切な時期に計画を策定し、安全・安心な下水道管路施設の維持管理に努めてまいります。

次に、埴川治水期成同盟会の設立及び活動状況等についてであります。

二級河川「埴川」は、大雨のたびに氾濫を繰り返し、集落の孤立や田畑の冠水等、住民生活に大きな影響を及ぼしておりますが、このたび、埴川における早期の河川改修について、県に働きかけることを目的とした埴川治水期成同盟会の設立総会が開催されたところであります。

設立総会には、埴川流域の自治会の会長や関係する土地改良区等が出席し、会則や役員を選任、河川管理者である秋田県への要望活動を盛り込んだ令和6年度の事業計画等が提案・承認となりました。

また、要望活動については、先月20日に水木会長をはじめとした会員や議長等で構成する要望団で山本地域振興局を訪問し、要望書を提出するとともに河川改修の必要性

について地域の熱意を伝えてまいりました。

町といたしましても、埴川の河川改修の必要性は強く認識しているところであり、引き続き同盟会の活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、八峰町総合教育会議及び八峰町学校等再編検討委員会についてであります。

1月15日に役場会議室において八峰町総合教育会議を開催いたしました。会議では、学校適正化検討委員会からの答申を踏まえ、次の段階である学校等再編検討委員会の設置とその諮問内容について協議し、小学校再編の具体的方策や再編後における校舎の適正配置、再編に向けたスケジュールのほか、今後の子ども園の在り方についても諮問することといたしました。

これを受けて、教育委員会では、学校等再編検討委員会の委員に、町議会や学校、子ども園の保護者など28名を委嘱し、2月26日にファガスにおいて、第1回八峰町学校等再編検討委員会を開催したところであり、今後は、会議を重ねながら、諮問事項についての協議を進めてまいります。

次に、八峰町コミュニティ・スクールについてであります。

1月30日に八峰中学校において「地域と八峰中学生が取り組む地域貢献」と題した中学生と地域住民との交流事業を実施いたしました。

交流事業には、中学2年生や学校運営協議会委員、ことぶき大学、地域おこし協力隊など、合わせて54名が参加され、中学生が考えた「町の魅力をインターネットで配信する活動」や「町民運動会の実施」、「全世代にわたる交流事業」といった地域貢献策について活発な意見交換が行われました。

参加した中学生からは、「自分たちが考えた地域貢献策について、町民の方々から直接意見が聞けて良かった。これからもこの交流を続けてほしい」、「生徒会活動などで実現に向けた活動を行っていきたい」といった声があり、今後も学校運営に地域の声を生かした「地域とともにある学校づくり」を、積極的に進めていかなければならないという思いを一層強く感じた交流事業でありました。

次に、図書・読書活動についてであります。

昨年12月18日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、八森の金谷信榮さんから150万円のご寄附をいただきました。

金谷さんからは、平成24年から続けてご寄附をいただいております。総額で1,350万円に

もなります。

金谷さんのご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

こうしたご支援により、図書室としては人口1人当たりの蔵書数や図書購入費用、貸出冊数は県内トップレベルにあります。

今後も、図書室の充実を図りながら読書活動を推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてであります。

2月14日にファガスにおいて、今年度のスポーツ文化栄誉賞授賞式を行い、受賞者数は、町長賞が2名、教育委員会賞が16名、1団体、小中学生奨励賞が5名、合わせて個人23名と1団体でありました。

受賞された皆様は、たゆまぬ努力と強い意志を貫かれ、八峰町の名前を県内だけでなく東北、全国へと広く知らせ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくださいました。まさに称賛に値するものであり、心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待いたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第6号、専決処分事項の報告については、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第9号）の専決処分報告であり、既定額に2,680万円を追加して、歳入歳出予算の総額を69億4,665万4,000円とするものであり、2月20日から21日にかけての大雪に対応するための除雪費の追加補正であります。

議案第7号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業法等の一部改正に伴い、参照条文を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定については、旅費法の一部改正に伴い、参照条文を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、令和6年秋田県人事委員会勧告のうち、令和7年4月1日施行に係る部分

について、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、刑法等の一部改正に伴い、参照条文を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第12号、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、災害弔慰金の支給に関する審査機関を設置するにあたり、関係条文を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第13号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、地方分権一括法の施行に伴い、参照条文を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第14号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、ハタハタ館の入浴料等を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第15号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定については、ポンポコ山公園バンガローの使用料を改定するとともに、御所の台野球場を廃止するため、条例改正しようとするものであります。

議案第16号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定については、令和7年4月から3歳未満児の保育料を無償化するため、条例改正しようとするものであります。

議案第17号、町道路線の変更については、道路法の規定に基づき、町道田中中央線ほか7路線の認定内容を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号、工事請負変更契約の締結については、「旧岩館小学校解体工事」変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号、工事請負変更契約の締結については、「町道目名瀧大沢線道路改良工事」変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号、工事請負変更契約の締結については、「令和5年度発生災害復旧工事（9工区）」変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第10号）は、既定額から3,568万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を69億1,097万円とするもので、主な歳出は、

繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第23号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、既定額に99万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,274万5,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第24号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、既定額から500万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を1億32万4,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第25号、令和7年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算案であります。

議案第26号、令和7年度八峰町国民健康事業勘定特別会計予算から議案第30号、令和7年度八峰町営診療所特別会計予算までの5議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第31号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第32号、令和7年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第33号、八峰町教育委員会委員の任命については、教育委員会委員に秋田武英氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第34号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に斉藤久雄氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第35号から議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員候補者に工藤金悦氏、太田たかね氏、藤田吉孝氏及び高杉 誠氏を推薦することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は33議案であります。

なお、住民基本台帳ネットワーク機器購入契約締結については、今議会中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和7年度の予算編成方針とその主な施策について申し上げます。

2024年は、ロシアのウクライナ侵攻が膠着する中、中東ではイスラム組織ハマスによる大規模なテロ攻撃を発端としたイスラエルによる報復攻撃のほか、東アジアでは中国が台湾周辺で大規模な軍事演習を繰り返すなど、国際的な緊張が高まりました。

混迷を深める世界情勢にあって、今年1月、アメリカ大統領に再び就任したトランプ

大統領は、アメリカ第一主義に基づく公約を迅速に実現させる姿勢を鮮明にし、今後、アメリカの政治経済が日本にどのような影響を及ぼすのか、先行きを見通せない状況となっております。

また、昨年 of 日本経済を振り返りますと、コロナ禍から経済が正常化していく一方で、エネルギー価格や原材料価格が高騰し、家計や事業者 to 重い負担がのしかかりました。

特に、国民の主食である米については、昨年8月の南海トラフ地震臨時情報の発表によって米の買いだめが発生し、全国的な米不足へと発展しましたが、秋以降に新米の流通が始まり、店頭での米不足が解消されたにもかかわらず価格が高騰し、いわゆる令和の米騒動が家計に大きな影響を及ぼしております。

県内経済においても、エネルギー価格や原材料価格などの高騰や人件費の増加などにより、企業や個人事業者の収益に影響を及ぼしており、業況についての経営者の意見は不況感を感じる声が多く、賃金と物価の好循環を実感できない状況となっております。

こうした中、昨年12月6日に閣議決定した「令和7年度予算編成の基本方針」によると、令和7年度予算は令和6年度補正予算と一体として、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、防災・減災及び国土強靱化、充実した少子化・こども政策など、重要政策課題に必要な予算を措置するとしております。

さて、八峰町は令和8年3月27日に合併20周年を迎えますが、合併時に約9,000人であった町の人口は、令和7年度は6,000人を割り込み、合併時の3分の2にまで減少することが見込まれています。人口が減少し続けると、地域社会の維持にも影響を及ぼすことから、人口減少と少子化対策が喫緊の課題となっております。

また、近年の町の財政状況を見ますと、合併に伴う地方交付税の特例措置が終了して一般財源が減少している一方、事務事業の大きな見直しが進まず、収支不足が続いてきました。このため、財政調整基金の取り崩しが常態化し、その結果、令和5年度末基金残高は約23億8,000万円となり、過去最大の基金残高から約7億9,000万円も減少しております。

こうした財政運営上の課題を解決するため、令和7年度当初予算編成は、財政の健全化を最重点事項とし、財政調整基金の取り崩しを令和6年度の2億円からできる限り圧縮するとした一方、社会環境の変化も激しく、町の喫緊の課題にも取り組む必要がある

ことから、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口減少対策、少子化対策、定住・移住対策、産業振興に向けた取り組みを推進することといたしました。

予算編成作業はこれまでとは異なり、経常的経費と政策的経費に分けて一件査定とし、昨年11月中旬から今年1月までの約2か月半に及ぶヒアリングによって、積算の精緻化や適切な歳入の確保を図ったほか、昨年夏からのサマーレビューにより、各課が自ら歳出削減に取り組み、町単補助金や各種団体負担金などの縮減や廃止を図りました。

また、新規事業を実施する場合は、スクラップ・アンド・ビルドの徹底により財源を生み出すことを指示しましたが、事業費の圧縮により財源を確保したところであります。

加えて、新たな歳入の確保の検討にも取り組みましたが、ネーミングライツについては検討を要するものが多いことから継続課題としつつ、基金の更なる活用については、ふるさと八峰応援基金を町の総合戦略に掲げる事業の財源に充当することとしております。

一方、給与改定に伴う人件費の上昇や、国が令和7年度までの移行を目指して進めている標準準拠システムへの対応などにより一般財源の負担が増加したほか、能代山本広域市町村圏組合が実施する一般廃棄物処理施設整備事業の建設工事費負担金が最大となり、その財源となる町債も大幅に増加しました。

このため、特定の年度に町債が集中して後年度の公債費負担が急激に増加しないよう、投資的事業はできる限り令和8年度以降に先送りしたところではありますが、町債は過去5番目に多い10億450万円となりました。

一般会計当初予算の総額は66億900万円であり、前年度当初予算と比較しますと、1億6,000万円、2.5%の増となり、平成27年度に次ぐ予算規模となっております。

なお、令和7年度の財政調整基金の一般分の繰入金は、令和6年度当初予算より2,000万円圧縮し、1億8,000万円としております。

それでは、項目ごとの主要施策についてご説明いたします。

はじめに、総務関係について申し上げます。

老朽化が進んでいる旧塙川小学校の解体工事を行い、遊休施設の除却を推進してまいります。

次に、企画政策関係について申し上げます。

定住・移住関連事業については、首都圏等での移住相談会を実施するほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を県との共同事業として実施いたします。

また、地域おこし協力隊の委託料を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進いたします。

地域公共交通対策については、引き続き「町内巡回バス及びデマンド型乗合有償運送事業」を実施し、交通弱者の利便性の向上を図ってまいります。

女性活躍推進事業については、講演会やワークショップを開催し、女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを推進してまいります。

また、町の最上位計画である「第2次八峰町総合振興計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和7年度で終了することから、次期計画では、一体的となった総合計画として、長期的な視点から町の将来ビジョンを描きながら、実現に向けた計画的な行政運営を行うため、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的にまとめた計画の策定に取り組んでまいります。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

成年後見支援センターについては、判断能力が不十分な方の権利擁護のため、相談や情報提供を行い、利用促進と体制強化に努めてまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、外出支援や見守り、配食サービス事業などを進めてまいります。

障がい者福祉については、障がいのある方が自立して社会参加がしやすい安心な暮らしができるよう、相談・生活・就労支援を推進し、障がい者福祉施設の整備やサービスの提供を支援してまいります。

福祉医療費については、対象となる方々へ適切なサービスを継続するほか、子育て世帯への経済的支援として、高校3年生相当の年度末まで医療費の無償化や小・中学校への新入学児童に育児助成金を支給するなど、多様な支援を実施してまいります。

健康増進対策については、集団健診をはじめ各種保健事業を実施するとともに、節目年齢の方を対象に各種がん検診の無料クーポンを交付するほか、対策型胃内視鏡検診や脳ドックの検診費用助成など実施してまいります。

また、後期高齢者の方へは、健康診査や各種がん検診、歯科健診等を勧め、保健事業と介護予防の一体的実施事業と合わせ推進し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

予防接種事業については、感染症予防のため、定期予防接種と任意予防接種を実施し、新たに带状疱疹ワクチン接種が定期化となることなどから、予防接種を通じて町民の健

康な生活をサポートしてまいります。

母子保健対策については、妊娠期から出産・育児を伴走型で支援してまいります。

また、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的な負担を軽減するため、不妊治療等への助成を継続するとともに、赤ちゃん誕生祝い金を支給するなど、子育て世代の生活環境の安定を図ってまいります。

歯の健康事業については、幼児へのフッ化物塗布事業や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対するフッ化物洗口事業を実施するほか、節目年齢の方向けの歯周病検診事業を実施し、生涯を通じて健康な歯を保てるよう支援してまいります。

自殺予防対策については、生活と处所の無料相談会の開催や、地域で自殺予防の活動をしている団体をはじめ、ふれあいネットワーク会議など関係団体と連携しながら、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、予防活動を実施してまいります。

次に、農林水産関係について申し上げます。

町の農業振興の発展のため、「農業コンシェルジュ」1名へ委託を行い、農業関連情報の発信や生薬関連商品の販売促進等を行い、農業振興を図ってまいります。

また、農業保険加入促進事業として、農業経営収入保険や水稲共済及びハウス共済の加入者負担金の一部を補助し、農業経営の安定化を図ってまいります。

さらに、農業者の高齢化や担い手不足が加速する中で、担い手の育成・支援について、国の「農業次世代人材投資事業」等により、多様な担い手の育成等、後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めてまいります。

農業農村整備事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」、「沼田田中地区」の面整備工事及び「大槻野地区」の調査計画作成業務を引き続き進めてまいります。

鳥獣被害対策については、クマ、サルの追い上げや捕獲活動を行うとともに、近年出没が確認されているイノシシ対策へも注力してまいります。

林業振興については、森林整備を効率的に進めるため、森林環境譲与税を活用し実施している境界の明確化と資源解析を行い、森林所有者への整備方針の意向確認調査の迅速化を図ってまいります。

また、松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で住宅付近の緊急性の高い箇所等について対処してまい

ります。

次に、水産事業については、水産資源回復のため、アユ、ヒラメ、アワビの放流に加え、ギバサ、アワビの資源管理調査、岩盤清掃を引き続き行い、漁業者の収入確保に努めてまいります。

次に、商工観光関係について申し上げます。

町内の経済及び雇用情勢は、物価高騰の影響等から未だ厳しい状況下であり、より一層の就業支援とスキルアップを図るため、「雇用創出活動支援事業」や「資格取得支援事業」等を実施してまいります。

また、ハタハタやシイタケ、梨等の地域資源を活用した商品開発や販売促進、新分野への参入に必要となる設備等に対する補助金により、町内事業者に対し支援してまいります。

交流人口の増加による地域活性化と観光振興の促進については、町内で実施される観光イベントへ補助するほか、大館能代空港の利用促進を図るため航空券購入費の一部を助成いたします。

また、訪日外国人旅行者の誘客による地域振興を目指すため、能代山本管内の官民が参画する一般社団法人あきた白神ツーリズムと連携して、インバウンド誘客を推進してまいります。

本町の白神観光の一つである留山散策路については、経年による劣化が進んでおりますが、利用者の安全と利便性の向上を図るため、秋田県森づくり税を活用し令和7年度から2カ年かけて改修することとしております。

ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理者と連携を図りながら、引き続き、施設、設備等の充実・維持管理に努めてまいります。

特に、ハタハタ館については、当初の建設から30年経過し老朽化していることから、本館棟屋根の防水工事やエレベーターの更新工事、LED照明工事を実施いたします。

「御所の台エリア再構築構想」については、関係団体や地域住民と連携しながら、町全体の観光や商工業の振興、地域活性化に繋がるよう引き続き検討を進めてまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路事業については、大沢地区において「町道大沢大野線」の改良工事を行うほか、道路長寿命化計画を策定し、町道の適切な管理と維持補修費の削減や平準化に努めてま

います。

また、橋梁事業については、水沢橋において橋脚2か所で基礎部分の洗掘が確認され、早急な補修が必要なことから修繕工事を実施し、通行止めの早期解消に努めてまいります。

住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」については、新年度も継続し、町民が快適で安全・安心な居住空間を確保できるように取り組んでまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

消防施設事業については、古い消火栓の更新を行い消防力の強化を図ってまいります。

また、空家対策関連事業については、「八峰町空家等対策計画」に基づき適正な空家管理を進めていくほか、危険な空家等の放置を避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」を進めてまいります。

防災無線関連事業については、老朽化した機器等の更新を行い、災害時の情報伝達の迅速化と効率化を図るとともに、住民への防災情報の確実な伝達に努めてまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

子ども園保育料等助成事業については、子育て世帯の負担軽減を図るため、園児給食の無償化を継続するとともに、令和7年度においては保育料の完全無償化を実施いたします。

学校等再編検討事業については、学校等再編検討委員会を開催し、小学校再編の具体的な方策や校舎の適正配置などを検討してまいります。

町の単独事業で実施している奨学金事業については、奨学金を償還している人が町内に住んで就労する場合、返還金の全額を助成する制度を継続してまいります。

中学校の部活動については、地域連携を推進し、部活動指導員を配置してまいります。遠距離通学となる児童生徒の安全確保を図ることを目的に実施している小・中学校スクールバス運行事業については、費用対効果や経費節減を考慮しながら、安全運行に努めてまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

町民一人一人の生涯を通じた学習を支援するため、「家庭教育の充実」、「社会教育の充実」、「生涯学習の促進」、「芸術・文化活動の振興と伝統文化・芸能の保存と継承」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」の5つの基本方針に基づき、地域未

来塾や図書室の運営、ことぶき大学等を実施してまいります。

また、文化交流施設集約化検討事業については、社会教育施設の再編に取り組んだ先進地を視察し、将来的な人口規模に見合うファガスと峰栄館の集約化を検討してまいります。

次に、各特別会計の概要について申し上げます。

八峰町国民健康保険事業勘定特別会計については、被保険者数や米価の状況によって国保税収入に多少の増減はありますが、総じて減少傾向にあります。

また、1人当たりの給付費については、昨年度比で若干減少となっておりますが、被保険者の健康の保持・増進のため、引き続き、病気の重症化予防や健診の受診率向上に努めてまいります。

八峰町介護保険事業勘定特別会計については、「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護給付の適切な実施と充実を図り、地域支援事業の推進と医療との連携を図り、地域包括ケアシステムの強化に取り組んでまいります。

八峰町後期高齢者医療特別会計については、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

八峰町沢目財産区特別会計については、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行うこととしております。

また、平成30年度の「森林環境保全直接支援事業」により植栽を実施した水沢山2番については、下刈りを継続して行うほか、森林農地整備センターと白神森林組合と財産区の三者契約している水沢山十番一の立木については、売払いを行うこととしております。

八峰町当診療所特別会計については、常勤の医師が診療にあたるとともに、医科歯科の医療体制の充実により、町民の健康維持・確保に繋げてまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

八峰町簡易水道事業会計については、埴地区で老朽化した配水管の布設替えに取り組むほか、住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に供給するため、引き続き水道管理と施設の維持管理に努めてまいります。

八峰町下水道事業会計については、耐用年数を迎えるマンホールポンプ設備の故障が増加していることから、ストックマネジメントにより計画的な設備更新を進めることと

しており、公共下水道施設において不具合が生じているマンホールポンプ設備や損傷の激しいマンホール蓋を更新することとしております。

また、各処理場のメンテナンス計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、岩館漁業集落排水処理施設の機器更新を実施いたします。

以上、主要施策とその概要について申し上げます。

令和7年度は、「第2次八峰町総合振興計画」の最終年度となりますが、人口減少や少子化対策などに着実に取り組むとともに、収支均衡を図るため、引き続き財政の健全化に取り組んでまいりますので、議員の皆様や町民の皆様から特段のご協力をお願い申し上げます、令和7年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、発議第1号、八峰町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

事務局長に説明させます。

○議会事務局長（佐々木高君） それでは、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号

令和7年3月5日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者 八峰町議会議員 水木壽保

賛成者 八峰町議会議員 見上政子

賛成者 八峰町議会議員 奈良聡子

賛成者 八峰町議会議員 芦崎達美

賛成者 八峰町議会議員 須藤正人

八峰町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について  
八峰町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙とおりに制定する。

提案理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたこと、及び所要の規定の整備のため条例改正するものです。

次のページ、条例の改正文です。

このたびの改正につきましては、添付資料により既に議会全員協議会等で説明しておりますが、第2条と第12条の改正は、行政手続における特定の個人情報等を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正による条ずれの修正となります。

また、第17条以降の改正につきましては、本条例制定の際に参照しております、全国議長会から字句の修正及び整理等の情報がありましたので、今後改正する際に準用しております全国議長会のものと齟齬や乖離が生じないように、それを合わせた改正となっております。

なお、これまで本条例に関する事案は発生しておらず、改正による影響も出ておりません。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号、専決処分事項の報告について（令和6年度八峰町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第6号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページをお開きください。

専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月21日

八峰町長 堀内満也

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,665万4,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

このたびの専決処分は、大雪による除雪経費の追加で、2月20日から21日にかけて大雪となり、さらに冬型の気圧配置が2日以降の連休も続く見込みであったことから、除雪経費の掛かり増しに備えて、連休に入る前の21日に専決処分をさせていただきました。

それでは、歳入歳出の補正内容につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたしますので、6ページ・7ページをお開きください。

まず歳入ですが、今回の補正財源として11款地方交付税を2,680万円追加するものでございます。

続きまして歳出をご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

8款土木費2項4目除雪費ですが、除排雪業務委託料を2,680万円追加するものでございます。

この除雪費の補正状況と合わせて大雪の対応状況などを記載した資料をタブレットに掲載しておりますので、ご覧いただいて参考にいただければと思います。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 本当に大変な雪で、この除排雪が進まないために事故が起きたと思うんですけども、それを把握してますか。

それと、専決処分になって、まあ連絡あったんですけども、その後もなお脇道の除

排雪がないために交差できない箇所が何か所かあったと思うんですけれども、一番大変な時にそれが進まなかったことに対して、どのように思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事故の把握ということですが、車の事故でしょうか。こちらの方には特段そういうことは届いておりません。

あと、排雪作業が進まなかったということですが、排雪作業については、路肩へ堆積した雪で道路幅員が確保できなくなっている箇所とか、あと視界が妨げられて交通障害が起こっている場所から優先して順次行っているほか、あとは除雪オペレーターさんとか、あとは自治会からの要望とかを受けて、現場確認し、実施の判断をしているところでございます。

ただ、今回やっぱり大雪で、除排雪作業委託している業者が12業者おりますけれども、一生懸命作業にあたってもらいました。結果ですが、除排雪作業については28日に町内全て終わったということで担当の方からは伺っております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時05分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議案第 7 号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第 7 号についてご説明いたします。

議案第 7 号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 5 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、関係条文を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

法改正等により、一般職の職員の健康及び福祉を考慮し、適正な勤務条件の確保について、任命権者に努力義務が規定されたことに伴い、条例に明記するほか、その他の改正内容の追加及び参照条文の整理を行うものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 7 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） ちょっと分からないので教えてもらいたいですけれども、資料の方の週休日の振り替え等のところで、まあ線引いてるところで、現行が 4 時間、空白なって線引いて、で、改正後は 4 時間を半日勤務時間とするということですので、半日時間となると、正確に言えば午前中だと 8 時半から勤務が 9 時半、10 時半、11 時半、12 時ということで、午前と午後とちょっと時間の差がちょっとあると思うんですけれども、それをまあ大雑把に午前休んでもいいし、午後休んでもいいしというそういうことになるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。改正前条例は半日勤務の振り替えの休暇は4時間と時間で定められておりましたが、これによりますと、例えば午前の勤務に振り替えた場合は3時間30分、繰り上げて4時間ですのでこれで足りるんですが、午後、休憩時間の後13時から17時15分までの4時間15分の場合は、15分足りないということになってまいります。この場合、1時間の休暇が、午後休む場合1時間の休暇が必要になりますので、振り替えの勤務の趣旨からいいますと半日勤務を半日で振り替えられるようにすべきという考えから、規則でこの半日勤務の時間を3時間30分又は4時間15分までの勤務時間というふうに規定することで、半日単位での振り替え休が取得できるようにするものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 次のページなんですけれども、（2）の現行では小学校に就学している子とありますけれども、改正の方では小学校（これに準ずる学校）ということなんですけれども、小学校に準ずる学校というのはどういうのがあるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 国の規定でこのようになっておりますが、おそらく外国人の学校など、いわゆる学校に規定されないような学校のことを指すのだというふうに解釈しております。町内にはこのような該当する学校はございませんが、いずれ3歳未満児から小学校就学前までということで、この看護休暇の範囲が拡大されるものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

法改正により、参照条文に改正がございましたので、条文の整理を行うものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、令和7年4月1日から施行されることとなっております。この改正は地方公務員を対象としたものではありませんが、給与については国、県に準拠した改正を行っていることから、旅費についても同様の取り扱いとなるよう改正内容を検討する必要があると考えております。

現在、県では、令和7年度中に所要の改正を行う予定としておりますが、詳細が決定していないことから、法律の施行日前に法律改正前の規定を参照する改正を行うこととしており、町としましても県と同様に、法律の施行日前に法律改正前の規定を参照する改正を行うものとしたものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 資料、まあ昨日からじっくりこう見ると、どこが違うのか、いくらさがしても違いが見つからないんですけども、これはどのように考えたらいいん

ですか。現行と改正後、これが全く同じなんですけれども、提出しなければならなかったんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、国の旅費法に準じた内容として現在の旅費条例は規定されておりますが、国の条例は基本的に全文改正されております。基本的には定額の旅費の支給はなくなりまして、基本的に全額実費支給という形で全文が改められた形になっております。したがって、宿泊料などについても定額のもの、一定の基準はありますが、定額のものはないという内容になっておりまして、これを町の内容に合わせる、改正の内容を検討するために所要の時間がかかりますので、法律が4月1日で変わってしまいますと、現在の条例のままだと新しい旅費法、法律の方に参照すべき条文がないので、町の方の条例側に改正前の旅費法の規定のまま運用しますよという規定を追加しているということでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定

について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内 満也

提案理由は、令和6年秋田県人事委員会勧告に鑑み、関係条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

このたびの条例改正は、令和6年秋田県人事委員会勧告のうち、令和7年4月1日施行に関する内容の改正であります。

主な内容でございますが、1点目は、扶養手当、住居手当、管理職員特別勤務手当の支給要件の改正、及び今後人事交流が行われた場合に対応するため、通勤手当及び単身赴任手当の支給額及び支給要件の改正でございます。

2点目については、次のページをご覧ください。

右側のページの別表第1以降は、近年の給与改定により初任給の引き上げが行われてきましたが、中堅職員の給与の伸びは鈍化する傾向にあり、公務員志望者に対してマイナスイメージとなっていることが懸念されることから、号給の構成を改めることにより係長相当職以上の最低水準を引き上げる内容となっております。

なお、この給与表の改正に伴い給与が改定される職員は、町にはおりません。

3点目は、別表第3の後ろに記載しております改正条例第2条、第3条についてでございます。改正条例第2条及び第3条は、定年延長の開始及び役職定年制の導入と同時に設けられました定年前再任用短時間勤務を選択した職員に対し、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当を支給対象とする改正でございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長(和平勇人君) 議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

刑法の改正により、刑罰のうち「禁錮」が「拘禁刑」と名称が改まったことにより、関係する条例の参照条文の整理を行うものでございます。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊地俊平君) ご説明いたします。

議案第12号、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由であります。八峰町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正内容については次ページをご覧ください。

第1条は、八峰町災害弔慰金の支給等に関する条例の改正となります。内容としましては、本条例第4章の次に八峰町災害弔慰金等支給審査委員会の1章と、審査委員会設置の第17条を加え、それ以後を1条ずつ繰り下げるものであります。委員には、医師、弁護士、町長が必要と認めた方から5名以内で組織することとし、任期を2年としております。

第2条では、この委員を八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定める職名として加え、併せて報酬額等について定める改正となっております。

この改正によって、災害による死亡や障がいなどの因果関係について調査・審議することが可能となり、災害関連死などの認定を速やかに行うことができるようになるものと考えております。

附則では、この条例は、公布の日から施行することとしております。

説明資料には、この改正の背景と県内の改正状況、関係機関との連携状況について加えております。また、このほかに新旧対照表を載せております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

○3番（奈良聡子さん） この審議委員会の委員の報酬、たしか2万円だったかと思えますけれども、これは他の自治体にならって決められ、だいたいそのくらいの金額ということでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） お答えします。

全ての県内の町村で2万円というふうにしております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第13号、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律による栄養士法の改正に伴う基準改正が令和7年4月1日から施行されることによる、関係条例の一部改正をするものであります。

改正内容については次ページをご覧ください。

提案理由にもありました栄養士法の改正内容ですが、説明資料にもありますように、管理栄養士養成施設卒業者は、栄養士の免許を取得せずとも管理栄養士の国家試験を受験、あるいは取得することが可能となるという内容であります。実際の改正作業につきましては、「栄養士」とだけ記載のある関係条例の条文に「管理栄養士」と加える改正となっております。

第1条の八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の字句改正では、文中の第166条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改めるものです。同条に規定する施設、指定地域密着型介護老人福祉施設は、定員29名以下の地域密着型の特養施設及びそれに併設する施設となっておりますけれども、これにつきましては町内にはございません。

第2条が八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となります。文中、第17条第1項第2号中「栄養士」に「又は管理栄養士」と加えるものです。家庭的保育事業所も町内にはございません。

施行日につきましては、法の施行日と合わせ、令和7年4月1日からとする予定であります。

説明資料として新旧対照表を載せております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、ハタハタ館の入浴料及び使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページ、改正文をご覧ください。

本改正では、昨今のエネルギー価格の高騰や原材料費等物価の上昇を受け、経営の健全化に向けた対応が必要であるため、ハタハタ館の入浴料金及び宿泊料金の一部を改定しようとするものです。

1つ目です。小学生の入浴料金について、現行の「250円」から50円増額して「300円」に改めるものです。

次に、宿泊料金についてです。タブレットに掲載しております説明資料をご覧ください。

一般利用について、現行の「1万円」を「1万3,000円」に、また、小学生以下の利用は現行の「5,000円」を「6,500円」にそれぞれ増額するものです。増額割合につきましては、総務省発表の令和5年度消費者物価指数が25.5%から30%で推移していることを踏まえまして設定しております。

なお、この改正での宿泊料金等は上限額を定めるものであります。

最後に、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この宿泊料金の改正、1万3,000円の上限を決めるということですが、どうもこのハタハタ館に対しての考え方、町の考え方がはっきり私は見えないなど。現状、相当経営が苦しい状況があって採算ラインに乗っていない状況の中ですね、この町が管理施設といえど1万3,000円の上限だとするということはね、民間の宿泊施設から比べると非常に安すぎる。まして、このたびインバウンド対策として、何だ、シャワールームを増設したわけですけども、インバウンドを受け入れるという条件を整えたのはですね、やはりそれなりに見合ったサービスと料金を提供すべきだと思いますよ。ですから1万3,000円なんて金額ではなくてですね、もっと2万円とか3万円でもいいわけですよ。むしろ上限なんか作る必要ないわけです。これはハタハタ館に株式会社という裁量のもとでやればいいわけであってですね、それをあえて条件をつけて上限額を設けるということは何の意味があるかということをもっと聞いていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。

午前11時42分 休 憩

.....  
午前11時42分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

このたびの料金の上限の設定額につきましては、先ほど説明したとおりでありますけれども、インバウンド対応といったことを考えますと、実際にはもっと料金が高く設定してもいいという考え方もあるかと思っておりますけれども、町が所有しますこのハタハタ館というものが、まあ当然……ハタハタ館につきましては、いわゆる外国人の観光客、国内観光客も含め、さらには町民の関係者、そういった方々の幅広いニーズも必要となっておりますので、まあ近隣の類似施設等との料金の比較等も会社側で判断した上で、このたび1万3,000円といったところを設定させていただいております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 説明になってません。町長、考え方どうなんですか。1万

3,000円で上限すること自体、まあおかしいと私は思いますけどもね。まあそれにしても条件をつけるのであれば2万円とか3万円に最初からするべきですよ。そのぐらいグレードの高い宿泊施設に持っていくんだと。それでハタハタ館を立ち直らせるんだという気構えでやってもらわないと、来年の決算にはまた大変な問題が発生すると思うわけですが、その辺どうでしょうか。

もう一点、入浴料700円に上げてます。これによって相当私は地元の入浴客が減ると思うわけですね。現に私の知っている普段使っている人も、かなりやっぱり回数減らしておるわけですよ。地元の人が利用しない入浴施設、地元の人が入らない観光施設って最低だと思うんです。やはり地元の人については、まあパスポートだったり証明書を出してね、500円とか、まあ600円でもいいですよ、まあしょうがない、700円よりはちょっと安くするというこういうふうな提案しないと、私はなかなか地元から認められないんじゃないかなと思うんですが、その辺お伺いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まず1つ目の宿泊の方でございますけれども、これにつきましては、今現状で1万円という上限が設定されておりますので、それを踏まえて、やはり近年の物価上昇等も踏まえて1万3,000円というところで設定させていただいたところがございます。しかしながら、議員ご提案の、そもそも上限なんかいらねえだろうというような話も当然今後は必要になってくるかなと思いますけれども、まずはですね今ある制度の中で認められるような30%の割増しということで今回設定させていただいております。その辺ちょっとご理解いただきたいなと思っております。

そしてもう一点、入浴料の700円でございますけれども、地元の方に聞きますと、やはりかなりですね回数券等利用しているというようなことを聞いております。我々もこの700円に設定したのは、あくまでも観光客向けというようなイメージをしております。その分、回数券をご購入いただきますとかなりの割引となっているところでございます。そういったところもですね町民向けにはしっかりとPRしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私はやはりハタハタ館っていうのは、町民の交流の場と、それから健康増進、福祉のためということで捉えています。まあ観光の面からすれば宿泊料高

くするというこも、町民にはそれは反映されませんが、ただですね、やはりこの700円っていうのを聞くと、みんな「おっ」という感じで、「あ、あど行がねえ」というふうな言葉が私はもう何人からも聞かれています。で、町民のために何か利点あったら、回数券買えばいいんでしょうけれども、回数券買うまでもなくちょっと行ってみようかっていうふうな気にはならない。で、こういう、まあ700円を上げたほかに、まあ子どもが250円から、まあ微々たるものですけど、これだったらもう子どもは、大人の料金を上げるかわりに子どもの料金は据え置きです、何かかしのこう利点っていうものがないと、家族で行こうという気にはならないのではないかとことです。

それと、まあこのリニューアルの前、温泉をとめて宿泊もとめて、レストランだけ営業してましたけれども、ほとんど入ってないんでないかなっていう、この時間延長、3時までと、それから夜5時から8時まで。この間、営業していて何か支障がなかった、ほとんどなかったということで捉えてますが、この点についてもちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

入浴料金につきましては、700円だと町民の方からはなかなか行きにくいといったことにつきましては、昨今の物価高騰等の流れを鑑みた状況ですので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

リニューアルの際の夕方の営業状況の関係かと思っておりますけれども、夜の営業時間の延長にしたことにつきましては、まあ周知不足といったところもあるかもしれませんが、思ったほどの利用がなかったという少し残念な結果と聞いております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 営業方針として、これはちょっと間違いではなかったかというふうな、人件費、それから光熱費、その温泉がないのにレストランを営業してたというか、このようなどころにお金を使って、それで子どもの入浴料を上げる。子育て支援の立場からしても、ここの部分にはやはり手をつけないでそのままにしておくべきではなかったのかと思っておりますが、いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

営業方針等につきましては、今後の経営改善に向けて具体的に考えた上で取り組んだところでありますけれども、子育て支援という視点から考えれば、まあ直接その子どもさんの入浴料を支援するということには繋がらない状況かとは思いますが、まあハタハタ館の経営状況といったところを優先的に考えた内容となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 町長の予算説明で、賃金と物価の好循環が実感できていない。国民全体が今そう思っていることと思っております。その中で、このハタハタ館の料金、拍車をかけるようにですね値上げをしていく。入浴料が700円になる。宿泊費も上がる。これでハタハタ館の来客がですね、入館者が果たして適正な人が訪れてくれるのか非常に不安であります。これです、入湯者も、そして宿泊者も増えてくれれば一番いいんですけども、どうも私はね、そこまでは見込めない。逆に落ち込んでしまう。するとレストランも売店も売上げが落ちてしまう。そういう大変厳しい事態になるのではないかと、私は非常に危惧しております。

町長、この料金設定です、入湯者、来客者がですよ、適正な人が来てくれるのか。まあ増えるともでは言いませんよ。適正な、経営に適正な入館者、入湯者が来てくれるのかどうか。どう思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

料金は値上げしているところでございますけれども、これまで以上にサービス向上を掲げまして入館者の増に、増やすことに繋げていきたいなというふうに思っているところでございます。

ハタハタ館の経営状況でございますけれども、皆さんご承知のとおり3年連続で1,500万円以上の赤字を出しているところでございます。非常にもう経営状況が厳しくなっているところでございまして、再三再四言っておりますけれども、これを何とかしたいという思いで経営改善の一環としてこういった料金改定も行っているところでございます。当然ながら料金を上げるだけでは経営状況は改善しないことも私十分に認識していると

ころでございますので、これまで以上のサービスの向上に努めながら、経営改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ値上げをする。それに伴ってですねサービスを向上していく。何か変化を与えてですね、今までのハタハタ館とは違うんだというところをですね、それをPRできて、実際にそれを実行して、そしてお客さんに喜んでもらう、そういうサービスの向上があればですよ、それはそれなりにいいと思います。人が来るでしょう。でもですね、今の状況の中で、ただ経営が苦しいから値段を上げていく。これではですね私は到底、この経営の好循環には繋がらないというふうに思います。どういう、このサービスをですね向上させていくのか。まあ町長は社長ですから、その辺のところもですねハタハタ館の職員の方から聞いてると思います。紹介してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） お答えいたしますけれども、社員一同ですね、やはり経営が非常に厳しいというのは、まあ報道等もありましてかなり周知されているんだなというふうに思っております。そういったことも踏まえまして、社員はですね、かなり危機感を持っていると私は受け止めております。まあ基本的な挨拶であったり、あるいは待遇といったところも含めて、かなり今後やっぱり改善していくんだらうなと私も期待しております。そしてまた研修なんかも3月に予定しているところございまして、そういった研修なんかも含めながら、よりよいサービスの向上、そういったものに繋げていけるように私も取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ今、基本的なことを町長が話されました。挨拶、言葉遣い、これはもうサービス業の、何ですか、条件一番ですよ。凡事徹底です。当たり前のことを当たり前に行っていく。私、それが一番スタートなんです。そこからまたいろんなサービスを提供していく。これが大切だと思います。どうか特徴のあるですねハタハタ館のサービスを見つけ出していただいて、そして経営に役立てていただきたいと願うばかりです。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。

○9番（須藤正人君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番(見上政子さん) 私は反対をいたします。あ、ちょっと静かにしてください。反対をいたします。

子ども料金が上がるということ、若干の上がるということですので、これは子どもが1人来るわけではありません。必ず親が来て、で、両親が来て、で、子ども4人で、で、二千いくらからいのお金がかかるという、600円の1,400円に2,400円ぐらいいかな、まあかかりますけれども、そんなにしてまでは行かなくてもいいってこういう結論に達すると思います。やはり町民の福祉と健康を守るための料金設定ではない。そしてまた営業方針としてもですね、このリニューアル時期にこういうレストランの開き方をするというこういうそんな営業のやり方、これは事業者としての町長としての判断がちょっと私には理解できません。こういうことから私は反対をいたします。

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(皆川鉄也君) 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(皆川鉄也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第15号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長(成田拓也君) 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定地区公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、ポンポコ山公園バンガローの施設使用料の改定及び御所の台ふれあいパークの町営野球場を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをお願いします。改正文となっております。

本改正は、御所の台ふれあいパークの町営野球場を廃止すること並びにポンポコ山公園バンガローの使用料の改定する内容となっております。

御所の台ふれあいパークの町営野球場につきましては、近年は野球場として利用されなくなったことと、町営野球場として峰浜球場が使用できる環境がありますことから廃止することとし、本条例の優良公園施設を規定する別表1及び施設使用料を規定する別表第2の2表の関係部分から削除する内容となっております。

次に、ポンポコ山公園バンガローの使用料の改定です。

タブレットに掲載しております説明資料の下段部分をご覧ください。

本改定は、エネルギー価格の高騰で光熱水費が伸びており、また、クリーニング代や人件費等の維持管理費の上昇に対応するため、1棟当たりの宿泊料金を現行の1万円から1万3,000円に、また、1時間当たりの休憩料金を現行の1,000円から1,300円にそれぞれ変更するものです。

見直し後の料金については、総務省発表、令和5年度消費者物価指数が25.5%から30%で推移していることを踏まえまして、30%の増額としております。

最後に附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。別途新旧対照表も添付しておりますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 参考のために聞きますが、本館、滝の間、岩館に宿泊できる施設ありますよね。あれの料金は今回改正はならないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） お答えいたします。

本館にあります夕映の館と、岩館地区にあります漁火の館につきましては、令和3年度の4月から料金を改定したところです。滝の間の施設については、当課所管でないため、ちょっと確認はしておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時04分 休 憩

.....  
午後 1時05分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 先ほどの山本議員のご質問にありました滝の間の施設、滝の間地区コミュニティセンターのことだと思っておりますが、こちら、コミュニティ施設ということで宿泊もできるような設計になってるとは認識しておりますが、あくまでも指定管理者で料金設定をしておりますので、町の条例にはございません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） ポンポコ山公園バンガローの利用者数、教えてください。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度以降の資料が手元にあるんですけども、金額でいきますと160万円、それから平成30年度は180万円程度、それから令和2年度が160万円程度、令和3年度以降は290万円、令和4年度が240万円、令和5年度が260万円、今年度の見込みとしまして240万円ほどでございます。ほぼ1件当たり1万円ということで、大体宿泊件数でいけばその程度ということになります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本教育次長。

○教育次長(山本節雄君) 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。令和7年4月1日より、子育て世帯負担軽減のため、3歳未満児の保育料を全額免除としたいと、条例の一部を改正をするものであります。

次のページになります。条例の改正文となっております。

その中の6行目、経過措置、附則第2項の改正が2月19日の議会全員協議会の教育委員会主要事業でご説明いたしました、3歳未満の保育料をこれまでの半額減免から全額免除とするための改正となっております。そのほか1条及び経過措置の改正につきましては、字句の整理・修正を行っております。

新旧対照表を提示しておりますので、ご確認ください。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号、町道路線の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長(浅田善孝君) 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

1、町道路線の変更。

変更箇所のみご説明いたします。

路線名、田中中央線、最大幅員27mが32.1mに変更となっております。

路線名、大沢大野線、最小幅員7.3mが7.7mに変更となっております。

路線名、夕風第2団地1号線、最大幅員が7.2mから8.6mに変更となっております。

路線名、明神長根線、延長が1,018.9mから1,017mに、最小幅員が3mから4.2mに変更となっております。

路線名、沼田南線、延長が371.7mから370mに、最大幅員が11mから9.9mに変更となっております。

路線名、大野線、終点が八峰町峰浜石川字大野223番地1から八峰町峰浜石川字大野229番地1に、延長が677.8mから450mに変更となっております。

路線名、蝦夷倉西線、最大幅員が8mから5.7mに、最小幅員が4.4mから3.5mに変更となっております。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。道路台帳整備に伴い、延長や幅員に変更が生じたため路線の変更が必要となったことから、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

このたびの町道路線の変更は、令和元年度から令和5年度までに実施した道路新設改

良工事や歩道設置工事などに伴い関係路線で終点や延長等に変更が生じたことから、本年度実施の道路台帳整備と合わせ認定変更をするもので、路線ごとの変更箇所等についてはタブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、併せてご確認願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年9月13日に締結した旧岩館小学校解体工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 旧岩館小学校解体工事
2. 契約金額 変更前 6,996万円  
変更後 9,459万4,500円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121  
三商物産株式会社  
代表取締役 鈴木恵子

4. 支出項目 令和6年度一般会計

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 財産管理費

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

今回の変更内容につきましては、先日の臨時議会で補正予算ご可決いただきましたけれども、主に校舎内の残地物が見込みよりも多かったことに処分費の増加、それから校舎基礎部分の取り崩し、解体料の見込みよりも多くなったことによる増加、また、産廃処分費について、当初、能代の処分場での処分を設計に盛り込んでおりましたが、これが秋田市内の処分場に変更になったことによる産廃処分費の増加で、これらにおきまして契約金額が2,463万4,500円増となったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年5月17日に指名競争入札に付した町道目名潟大沢線道路改良工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 町道目名潟大沢線道路改良工事
2. 契約金額 変更前 5,500万円  
変更後 5,408万8,100円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141番地1  
株式会社嶋田建設  
代表取締役 太田治彦
4. 支出項目 令和6年度八峰町一般会計  
8款 土木費  
2項 道路橋梁費  
2目 道路新設改良費

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですけれども、舗装はぎ取り後の現場を確認したところ、路盤の入れ替えが不要な箇所があったことや、交通規制の見直しで交通誘導員の人数を減らせたことなどの理由から91万1,900円減額するものです。

なお、工事箇所や現場状況等についてはタブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、併せてご確認願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 参考のために聞きます。これは減額なわけですが、わずか100万円に満たない減額なんですけど、あえてこれを議案として審議する必要性はどのくらい重要なのかと。まあ議会改革でもないけど、あえて出す理由というものが、これ条例とか法律等にあるのか、その辺確認を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

説明の際にもございました八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定では、予定価格が5,000万円以上のものについては、1円でも変更があれば議決を要するという解釈になりますので、金額の過多にかかわらず議決が必要というふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月15日に指名競争入札に付した令和5年度発生災害復旧工事（9工区）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（9工区）
2. 契約金額 変更前 9,570万円  
変更後 9,901万9,800円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地  
伊藤栄建設株式会社  
代表取締役 伊藤栄典
4. 支出項目 令和6年度八峰町一般会計（繰越明許費）
  - 11款 災害復旧費
  - 2項 公共土木施設災害復旧費
  - 1目 公共土木施設災害復旧費

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

このたびの変更契約の主な内容ですが、労務単価の改定に伴う増や、週休2日の取得に要する費用の計上について令和6年4月1日より義務化されたことを受け、秋田県より適切に変更対応するよう指導があったため、関係費用を追加したことなどが要因となり、331万9,800円を増額するものです。

なお、工事箇所や現場状況等についてはタブレットの方に関係資料を掲載しておりますので、併せてご確認願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長(堀内和人君) 議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称です。八峰町八森字横間156番地内 はちもり観光市組合 組合長 山口敬市さん。

2. 指定の期間です。令和7年4月1日から令和12年3月31日までまでの5年間です。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(皆川鉄也君) これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号、令和6年度八峰町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長(田村 正君) それでは、議案第22号、令和6年度八峰町一般会計補正予算(第10号)についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,568万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,097万円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございます。

第3条、債務負担行為の追加につきましては、「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条、地方債の変更につきましては、「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正ですが、繰越明許費を追加するもので、入札不調による発注の遅れや関係機関との協議に時間を要したことによる事業の遅れや県事業の繰越に伴うものなど、年度内に支出が終わらない事業や年度内に完成が見込めない事業を追加するものでございます。

次に、5ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正ですが、債務負担行為を追加するもので、4月1日に業務開始や支払いが発生するもので、年度内に入札手続きや契約手続きを進める必要があることから債務負担行為を設定するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第4表、地方債補正ですが、地方債の変更でございます。各事業の起債額が確定あるいは確定見込みとなったことに伴い、変更するものでございます。

それでは、10ページ・11ページをお開きください。

続きまして、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

このたびの補正は、歳入歳出ともに事業の完了や事業費の確定見込みに伴う減額が多数ございますので、この減額分につきましては説明を省略させていただき、追加で増額となるものを重点にご説明いたします。

まず歳入についてでございますが、上から2つ目の10款1項1目地方特例交付金の1節住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金は、いわゆる住宅ローン減税に伴う個人住民税の減収分で、次の2節定額減税減収補填特例交付金は、昨年6月の定額減税に伴う個人住民税の減収分をそれぞれ国が補填するための交付金であり、金額が確定したことにより、合わせて2,161万7,000円を追加するものでございます。

次の11款地方交付税は、今年度の普通交付税が確定したことにより4,582万円を追加するものでございます。

12ページ・13ページをお開きください。

15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金は、児童手当システム改修費の補助金額が確定したことにより、子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正円滑化事業）の449万7,000円を追加するものでございます。

2つ下の4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金は、水沢橋の橋脚の地質調査を行うため、道路交通安全対策事業補助金250万8,000円を追加するものでございます。

14ページ・15ページをお開きください。

18款寄附金1項3目教育費寄附金は、旧峰浜村出身の中館カチエ氏から八峰中学校へ寄せられた300万円と、金谷信榮氏から図書購入として寄せられた150万円の合わせて450万円を追加するものでございます。

次に、21款諸収入5項5目助成金のうち花火大会運営助成金は、キンビールからの助成金が確定したため5万1,000円を追加するもので、また、住宅防火補助金は、町営住宅の火災警報器を更新したものに対する補助金が確定したことにより4万4,000円を追加するものでございます。

16ページ・17ページをお開きください。

22款町債につきましては、中ほどにある5目土木債1節町道整備事業債ですが、町道目名潟大沢線交差点改良事業分の過疎債130万円を追加するものでございます。

18ページ・19ページをお開きください。

続きまして、歳出をご説明いたします。

2款総務費1項7目の電子計算費のうち17節備品購入費につきましては、令和7年度の新規採用職員の事務用パソコンを購入するため85万8,000円を追加するものでございます。

9目自治振興費ですが、3月27日に行う予定の自治功労者表彰式の被表彰者の人数が確定したことに伴う経費の追加で、報償費、需用費、役務費合わせて11万円を追加するものでございます。

22ページ・23ページをお開きください。

3款民生費1項5目国民健康保険費27節繰出金は、金額が確定したことにより国保財政安定化支援事業繰出金99万4,000円を追加するものでございます。

次の7目後期高齢者医療費12節委託料は、健診受診者が増加していることから後期高齢者健診業務委託料42万7,000円を追加するものでございます。

4款衛生費1項7目町営診療所費につきましては、特別会計との調整で繰出金261万4,000円を追加するものでございます。

28ページ・29ページをお開きください。

7款商工費1項2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、中小企業融資及び小規模事業者経営改善資金融資の実績が増加となる見込みであることから、保証金と利子補給補助金を合わせた140万7,000円を追加するものでございます。

次の3目観光費18節負担金、補助及び交付金のうち一番下の八峰町花火大会補助金（助成事業分）は、キンビールからの運営助成金が確定したことにより5万2,000円追加するものでございます。

次に、30ページ・31ページをお開きください。

7款商工費の7目温泉管理費12節委託料は、ハタハタ館の源泉ポンプに不具合が発生して修繕費が掛かり増しとなっており、温泉施設管理業務委託料119万6,000円を追加するものでございます。

次に、8款土木費2項3目橋梁維持費12節委託料は、現在通行止めとなっている水

沢橋について、県と協議をして橋梁の補修工事を行う前に早急に橋脚部分の地質調査を行うこととし、水沢橋地質調査業務委託料500万円を追加するものでございます。

34ページから43ページまでの10款教育費につきましては、後ほど教育長から説明いたします。

44ページ・45ページをお開きください。

13款諸支出金2項1目財政調整基金費24節積立金は、歳入のところでご説明しました、旧峰浜村出身の中館カチエ氏から八峰中学校の教育活動へ寄せられた300万円について、88万9,000円をA Iを活用した英語教育強化事業に充てることとし、残りを令和8年度以降の事業に活用するため、中学校教育寄附金分として211万1,000円を積み立てるものでございます。

次の2目減債基金費24節積立金は、令和6年度に普通交付税が追加で交付され、その内訳に令和7年度と令和8年度の臨時財政対策債の元利償還金の交付税措置分を前倒しで交付されたものが含まれており、総務省の通知に基づき減債基金に積み立てるものなど減債基金積立金2,333万2,000円を追加するもので、令和7年度以降に取り崩して公債費に充当するものでございます。

以上で10款教育費以外の説明は終わります。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 続きますので、教育委員会所管関係分をご説明いたします。

少し戻りまして、34ページ・35ページをお開きください。

10款教育費1項3目教育助成費で9節旅費のうち職員旅費16万円、10節需用費のうち消耗品費27万5,000円、13節使用料及び賃借料のうちA I英語アプリ使用料83万2,000円の合計128万7,000円につきましては、詳細をタブレットの資料から説明しますのでご覧ください。

八峰町の子どもたちがグローバル社会をたくましく生きる力を育むため、A Iによる英会話を行うことができるアプリを導入し、令和7年度から八森小学校、峰浜小学校の5・6年生と八峰中学校の生徒を対象として英語の授業で活用するものであります。財源につきましては、旧峰浜村出身の中館カチエ氏から八峰中学校の教育活動へ寄せられた300万円のうち、八峰中学校に活用する分として88万8,000円を、残りの小学校に活用する分などに一般財源を充てていますが、令和6年度の国の補正予算で措置された文

部科学省の事業であるA Iの活用による英語教育強化事業の実証事業に補助事業の申請をしており、年度内に採択となった場合は事業費に国庫補助金を充当する予定であります。

次に、36ページ・37ページをお開きください。

中ほどになりますが、3項中学校費1目八峰中学校費のうち17節備品購入費は、中学校の教科書が4年に一度改訂され、4月から使う教師用の教科書と指導書を購入する必要があるため、教材備品180万円を追加するものであります。

38ページ・39ページをお開きください。

中ほどになりますが、5項社会教育費2目公民館費17節備品購入費は、金谷信榮氏から寄せられた寄附金を活用して、ファガス及び峰栄館の図書充実するための図書購入費151万円を追加するものであります。

40ページ・41ページをお開きください。

中ほどになりますが、6項保健体育費1目保健体育総務費18節負担金、補助及び交付金のうちトップアスリート等育成派遣費補助金は、事業が確定したことにより39万2,000円を追加するものであります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご可決くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 29ページのですね中小企業等の保証金のところですが、今回増額になってますけども、これは地元の中小企業が借入れを多くしたことよっての増額なってるんでしょうか。まあそれに合わせて中小企業が設備投資したのか、経営的に悪くて負債整理のための借入れなのか、その辺も含めて答弁願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

町が中小企業の経営安定のために実施しております、この中小企業融資の斡旋、小規模事業経営改善の関係ですけれども、当初予算で見込んでいた時よりも年度中に借入れた実績が伸びたことによりまして、その利子補給に充てる金額、信用保証金の額が増額となったということです。実際に借入れた内容について、設備投資であるか、その

他の経営に対するものなのか、ちょっと手元には確認取れるものがないので、後ほど確認してお話したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） もう1点、25ページ、補助金の地域おこし協力隊の支援補助金200万円減額なっていますが、まあ地域おこし協力隊の隊員の方が起業するという前提で、これ補助予算を取ったということで、それがならなかったというふうに解釈して、するしかないと思うんですが、まあこの辺、非常に残念なわけですよ。ですからその辺はどういうことなのか、答弁願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

当初予算で企画政策課分としましては1人当たり100万円の200万円を予算措置しておりました。そのうち12月いっぱい退任いたしました方については、今年度中に交付いたします。また、3月末で退任される方につきましては、事業の進捗、新たに起業する事業の進捗状況を鑑みた時に、令和6年度中ではなくて令和7年度中にいただきたいという申し出がありましたので、令和6年度中には1件分の100万円を減額しまして、令和7年度の新年度予算の方に100万円の方を計上しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと分からないのでちょっと教えてもらいたいですけれども、10ページの定額減税のところで、説明の中に町税の減額、定額減税ということで2,100万円、これはちょっとどのように振り分けられるのか。課税世帯に対する3万円の定額減税1人当たりとか課税される場所にあるんですけども、先ほど町税の定額減税ということですので、どのくらいの人たちにどういうふうにこう割り振りされるのか。そこら辺で分かる範囲内で教えてもらいたいです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） お答えいたします。

定額減税で対象となったのは、当初賦課で2,422人、2,051万8,000円の減収となります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第23号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第23号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,274万5,000円とする。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

歳入歳出の主な補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

歳入の6ページ目をお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金99万4,000円の追加につきましては、6節財政安定化支援事業の実績額の確定による補正となっております。

続きまして、8ページ目をお願いいたします。

歳出、8款1項1目予備費99万4,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしく

お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明いたします。

議案第24号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億32万4,000円とする。

令和7年3月5日提出

八峰町長 堀内満也

歳入歳出の主な補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

歳入、6ページ目をお願いいたします。

1款診療収入2項1目医科諸検査等収入から766万5,000円の減額ですが、これにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い750人分の収入を見込んでおりましたが、実績が244名となりまして約500人分の補正減ということになります。

次の3款1項1目繰入金261万4,000円の追加は、歳入歳出合わせのための一般会計

からの繰入金となります。

次の5款諸収入1項雑入2目助成金につきましては、マイナ保険証利用促進のための利用勧奨の取り組みにかかる助成金として5万円を追加するものであります。

続いて歳出、8・9ページ目をお願いいたします。

歳出、2款1項1目医科医業費の需用費、医薬材料費500万1,000円の減額は、新型コロナウイルスワクチンの実績分の減額と、年度末までの必要な医薬品購入費を確保した上での補正予算となっております。

説明は以上となります。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時5分より再開いたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第24、発議第2号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第2号について説明させていただきます。

発議第2号

令和7年3月5日

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者 八峰町議会議員 水木壽保  
賛成者 八峰町議会議員 見上政子  
賛成者 八峰町議会議員 奈良聡子  
賛成者 八峰町議会議員 芦崎達美  
賛成者 八峰町議会議員 須藤正人

#### 予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和7年度八峰町一般会計、各特別会計予算及び公営企業会計予算を集中的に審査するためであります。

次のページ、予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

名称、予算特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。

目的は、次の議案について審査することを目的とするとして、

議案第25号 令和7年度八峰町一般会計予算

議案第26号 令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第27号 令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第28号 令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号 令和7年度八峰町沢目財産区特別会計予算

議案第30号 令和7年度八峰町営診療所特別会計予算

議案第31号 令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算

議案第32号 令和7年度八峰町下水道事業会計予算

設置の期間は、令和7年3月5日本日から令和7年3月19日まで。

委員の定数は、11名です。

予算審査に関する特別委員会分科会（各常任委員会）所管事項は、別紙のとおりとするとし、総務民生分科会の所管事項として、令和7年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、防災町民課、財政課、企画政策課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会

事務局、選挙管理委員会及び監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。次の令和7年度八峰町特別会計予算に関する事項としては、沢目財産区特別会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険事業勘定特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、町営診療所特別会計予算。

教育産業建設分科会の所管事項として、令和7年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、商工観光課、農林水産課及び教育委員会の所管に関する事項。次の令和7年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、簡易水道事業会計予算、下水道事業会計予算。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。それでは当席から指名をいたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時休憩します。協議いただきたいと思います。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時11分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので報告します。

予算特別委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第26、議案第25号、令和7年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第25号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、令和7年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27、議案第26号、令和7年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第28、議案第27号、令和7年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第29、議案第28号、令和7年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第29号、令和7年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第31、議案第30号、令和7年度八峰町当診療所特別会計予算、日程第32、議案第31号、令和7年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第33、議案第32号、令和7年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第32号は、一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第34、議案第33号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長(堀内満也君) ご説明いたします。

議案第33号、八峰町教育委員会委員の任命について。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町八森字八森、氏名は秋田武英さんでございます。年齢67歳。

本日提出、私でございます。

提案理由でございます。八峰町教育委員会委員の秋田武英氏が令和7年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、関係法令

に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

経歴等につきましてはタブレットに記載しているので、そちらをご覧ください。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、11番山本優人君、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票を終わり、開票を行います。

先ほど立会人に指名されました3名の方は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成11票、有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第35、議案第34号、八峰町沢目財産区管理委員選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご説明申し上げます。

議案第34号、八峰町沢目財産区管理委員の選任について。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜沼田字家ノ下、氏名は斉藤久雄さん、74歳でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由、現在の委員であります小林信夫氏が令和7年3月31日で辞任することから、関係地区に推薦を求めたところ、斉藤久雄氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、関係条例の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

こちらも同様に、経歴等につきましてはタブレットに掲載してございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第36、議案第35号から日程第39、議案第38号までの4件については、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についての議案であるため一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号から議案第38号は、一括上程することに決定しました。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご説明申し上げます。

議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所 八峰町八森字浜田、氏名は工藤金悦さん、67歳でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由といたしましては、現委員の工藤金悦氏が令和7年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、関係法令に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同様にタブレットに経歴等は記載しております。

議案第36号、人権擁護委員候補者の推薦について。

こちらも同様でございますけれども、住所が八峰町峰浜塙字塙、太田たかねさん、63歳でございます。

本日提出、こちらも私でございます。

提案理由といたしましては、現委員の太田たかね氏が令和7年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、関係法令に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

同様に、議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦について。

住所が八峰町八森字山内、氏名が藤田吉孝さん、65歳。

こちらも本日提出、私でございます。

提案理由といたしましても同様でございます。現委員の藤田吉孝氏が令和7年6月30日で任期満了となることから、引き続き八峰町の人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、関係法令に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第38号、こちらも同様に人権擁護委員候補者の推薦でございます。

住所が八峰町峰浜塙字豊後長根、氏名が高杉誠さん、62歳。

こちらも本日提出、私でございます。

提案理由といたしましては、現委員の小林金則氏が令和7年6月30日で任期満了となることから、新たに八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、関係法令に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

全て経歴につきましてはタブレットに記載しているところでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。日程第36、議案第35号から日程第39、議案第38号までの4件については、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についての議案でありますので、一括質疑を行い、その後、議案ごとに討論と採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

これより議案第35号から38号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論と採決を行います。

なお、採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認め、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

日程第36、議案第35号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第37、議案第36号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第38、議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第39、議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第40、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第41、陳情第2号、デジタル・ベーシックインカム導入に関する意見書の提出についての陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第42、陳情第3号、「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でございました。

---

午後 2時34分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人

同署名議員 10番 門脇直樹

